**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第７回議事録≫

■日　時：平成３０年１月３０日(火)　１０：００～１１：３８

■場　所：大阪市役所７階　大阪市会　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、大橋一功委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、徳永愼市委員、杉本太平委員、八重樫善幸委員、

　　　　　中村広美委員、山下昌彦委員、辻淳子委員、守島正委員、德田勝委員、

　　　　　黒田當士委員、川嶋広稔委員、辻義隆委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　おはようございます。

　それでは、定刻となりましたので、第７回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認でございますが、本日は定数20名のうち20名の委員が出席されておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

　本日の協議項目は、代表者会議でご協議いただいたとおり、委員間協議としております。

　協議の流れとしては、まずこれまで説明のあった特別区の制度案に対する意見表明を、それぞれ会派ごとに10分程度行っていただき、その後、休憩を挟みまして、論点を絞って委員間協議を行っていただきたいと考えております。

　なお、発言されます場合はインターネット配信をしています関係から、まず挙手をしていただきまして、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いをいたします。

　それでは、まず維新さん、辻委員からお願いいたします。

（辻（淳）委員）

　大阪維新の会の辻でございます。委員間協議に先立ち、特別区素案に関する我が会派の意見を申し述べます。

　大阪は長らく狭隘な土地において関西圏の広域機能が集中してきました。もはや大阪市域ではおさまり切らずに府域にまで大きく拡張してきた実態経済ですが、それに行政の枠組みが追いついておらず、非効率な行政運営が続いてきました。

　大阪府、大阪市がそれぞれに都市戦略を決定したがゆえに、大阪の方向性は一向に定まらず、本来西日本のリーダー、経済の中心地として担うはずであった副首都機能を担うことができませんでした。

　それどころか、長きにわたり大阪府庁、市役所のそれぞれを過剰に意識した非効率な投資により府民、市民の財産は大きく毀損され続けることになりました。広域自治体と基礎自治体の役割分担ができていれば、二重行政の投資ロスにより市民の多くの財産が毀損されることもなかったのです。

　加えて、予算編成権を持たない区行政においては、区民の税金であるにもかかわらず、区民が使い道を決めることができませんでした。人口270万人を抱える巨大過ぎる市役所機能のもと、市役所全体が住民自治からかけ離れたところで巨大な税投資の行方を決定し、それがゆえに住民自治とは大きく乖離した市役所自治が横行することになりました。

　予算編成権を持つ市長が住民から遠く離れていたがゆえに、住民による税のチェック機能が十分に機能しなかったことは、結果的に二重行政の投資ロスにつながるところです。大阪全体で大規模事業が最適化されていれば無駄な投資が無く、もっと大阪の成長や住民サービスの充実に財源が回せていたと思います。

　今から約65年前、1953年12月18日、大阪府議会において大阪産業都建設に関する決議文が採択されています。この決議文には、大阪府一円の行政を総合的に統一運営することは、大都市問題を解決し、住民の負担を軽減、その福利を増進すると記載されています。

　府と市の広域行政を一元化し、大都市問題の解決を目指すことは65年前の大阪府議会にて決議されたものです。以降、再三にわたり大阪における府市における二重行政の弊害については、会派を問わず問題提起がされ続けてきました。

　そして、2015年、住民投票が行われ、僅差での否決となり、都構想の対案であった大阪会議が実施されることになりました。ところが、この「話し合いで解決」は全く機能せず、大阪が抱える二重行政、投資ロスリスクは依然大きく残ることとなりました。

　その後、2015年秋、知事・市長のダブル選挙で信を問い、二重行政を解決せよとの民意を得て、さらに議会での承認を受けて、今、再度、法定協議会で議論が進むことになりました。全て民主的な方法にのっとりこれまで協議は進んでおります。

　大阪府・大阪市再編の大きな目的の一つが、広域行政の一元化です。西日本経済の中心地として、大阪のこの強い都市戦略が実現します。

　現在、同一の会派から知事・市長が選出されるという非常にまれなケースのもと、府政、市政運営が続いております。人間関係のみの綱渡りではあるものの、知事・市長間の意思決定の統一を行ったここ数年の大阪の成長は目覚ましいものがあります。

　昨年１年間に大阪府内を訪れた訪日外国人、インバウンドは過去最高の約1,111万人になりました。来阪外国人数が1,000万人を超えるのは初めてのことです。これも大阪観光局の共同設置といった府市における統一した取組みが形になってきたものです。客室稼働率についてもこの５年間で68％から83％へと、15％も伸びています。

　景気全体の動きを見ると、大阪では着実に回復傾向にあり、民間の設備投資の回復や住宅投資、さらには個人消費が持ち直してきているとともに、雇用は増加傾向にあります。この５年間で平均４万人以上の雇用の創出があり、有効求人倍率も５年前の0.65から1.38へと大幅に上昇しております。

　広域行政に係る意思決定が一元化されれば、大阪は世界に名立たる日本の副首都として大きくその価値を知らしめることができるのです。

　松井知事と吉村市長は日ごろの綿密な意思決定のすり合わせを通して広域行政の決定を行えていますが、この非常にまれな状況、人間関係のみによる話し合いでの解決には、限界があります。過去の知事・市長の意見の不一致が何よりの証左です。

　また、今も大阪府と大阪市、２つの議会があり、片方で通っても片方で否決をされれば前へ進むことができないのです。

　現在のこの人間関係のみで成り立っている二重行政の解消を制度として担保することで未来に向けてこの大阪の成長を確実なものにしていく必要があります。

　前回の住民投票を受けて制度が大きく改善された特別区の素案が提示され、議論が進んでおります。大阪の特別区は中核市の権限をベースに政令市や都道府県の事務に至るまで住民に身近なサービスを総合的に担う、東京都の特別区より充実した基礎自治体となります。

　今回は、子ども関係など特別区の事務が拡充をされております。また現在、大阪市が実施している特色ある住民サービスは適正に承継された上で地域の状況やニーズを踏まえながら、内容や水準の維持に努めることも明記されました。

　水準の維持については、財政調整制度で事務分担に応じ必要な財源が保障されること、財政シミュレーションでも織り込まれていること、これらが確認できました。このほか、財政調整制度については、財政調整交付金の算定方法、算定項目などが明確化され、住民サービスの適切な提供に必要な財源が確保されること、これらが示されております。

　さらに、調整財源を府の特別会計で明確に分けて管理する、大阪府が使途を公表し、大阪府特別区協議会で毎年度検証するなど、特別区に配慮した内容ともなっております。

　また、地域コミュニティーの維持や窓口サービスの継続のため、現在の24区単位で地域自治区を設置し、住民意見を反映するための地域協議会も置かれるなど、住民自治にも十分配慮された内容となっています。

　こういった綿密な制度設計のもと、財政配分の検証も行った上で特別区素案が提出をされました。大阪市が提供している現行の基礎自治サービスはしっかりと確保された上で、住民に身近な自治体による、より地域に合った行政が展開をされます。

　また、広域行政においては二重行政のロスは永遠に発生せず、日本の副首都として効果的な都市戦略を提供していくことになります。

　この法定協議会においては、総合区案も検証しつつ、特別区設置協定書をまとめ上げることが法定されております。

　今後、さらに精度を上げながら、本協議会の建設的議論のもと、住民に最適な特別区設置協定書が策定されることを強く望みます。

　以上です。

（今井会長）

　ありがとうございます。それでは、次に自民さん、花谷委員、よろしくお願いします。

（花谷委員）

　自由民主党の花谷充愉です。

　これまでの法定協議会、さらには大阪府議会、大阪市会での議論を踏まえて我が会派の現時点での意見を表明させていただきます。

　昨年９月、副首都推進局から特別区素案が示されました。知事・市長はバージョンアップしたと述べられていますが、その中身は、前回の住民投票で否決された案と本質的に何も変わっていません。

　例えば、制度設計の根幹となる事務分担は前回同様、特別区の事務は中核市並みを基本としており、ほとんどその内容は変わっていません。

　また、前回規模が大き過ぎるなどさまざまな問題が指摘されていた一部事務組合ですが、今回も介護保険事業などを処理する大きな一部事務組合を設置するとのことです。

　住民の意向が反映されず、現実的に脱退が考えられないような一部事務組合で、前回から何も改善されていません。

　そもそも一部事務組合をつくること自体が東京都をモデルとした都区制度の趣旨に反しており、大阪では無理だという証ではないでしょうか。

　財政調整制度に関しても、前回、府に配分された財政調整財源が大阪市域外に配分されるのではないか、特別区の財源が十分保障されていないのではないかといった指摘がありましたが、今回も根本的な制度設計は変わっていません。

　特別区素案では、府に配分された財源は現在、市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するとしていますが、これが担保されているかは疑問です。

　そもそも府が本来市税であった財源で市域の広域事務を行うというのなら、大阪市を存続させて大都市行政を行うのが自然ではないでしょうか。

　また、財政調整の制度設計では、システム改修経費や庁舎整備、組織体制の職員増による人件費など、特別区設置に必要な経費が織り込まれておらず、さらに会場建設費だけで大阪市で約200億円を負担するとしている万博のほか、うめきた、淀川左岸線などの大型事業については府と特別区の負担割合は決まっておらず、財政シミュレーションの中にも入っていません。

　これからすると、副首都推進局が示した特別区の財政シミュレーションはそもそも相当な幅を見込むとはしていますが、非常に粗っぽく、市民をミスリードするものです。

　きちんと将来必要となる財源を見込むとともに、現状のままの財政シミュレーションを行政が責任を持って算定し、市民に提示すべきと考えます。

　このように、素案では現在の住民サービスを低下させないとしていますが、財政調整の仕組みや財政シミュレーションを見る限り、制度的に何ら担保されておらず、住民サービスが維持される保障はどこにもありません。

　住民サービスが維持される保障が無いという点では、組織体制の面も同じです。部門別の組織体制や人員配置が明示されているわけでもなく、これを検証している節もありません。

　このように、今回示された特別区素案は、前回、住民投票で否決された案と何ら本質的に変わっていません。わずか２年半前に住民の皆さんが否決した案と同じものを再び市民を分断し膨大な時間と莫大なコストをかけて住民投票をやる意味はどこにもありません。不毛な議論はやめるべきです。

　前回、特別区にしなければ発生しない効果として再編効果額が示されていました。我々は、大阪市を残したままでも生まれる再編効果額だと反論しましたが、維新の皆さんは都構想にしなければ生まれないとの主張でした。当時の大都市局は累計で府市合わせて約3,386億円と示していましたが、今回の素案では府市の連携により改革が進んでいるため、再編効果としては示さないとの見解です。前回、再編効果額と言っていたものは大阪市のままでも発生する効果であることが明確になりました。

　我々の主張が正しかったことは無視して、これは松井知事と吉村市長だからできたと、制度論以外のアピールを重ねておられます。再編効果が現状のままで生まれるのであれば、大都市制度の議論は必要ないことが明らかです。

　今回の財政シミュレーションで盛り込まれているＡＢ項目や市政改革の効果額についても現在の大阪市を廃止しなくても発現する効果とのことです。改革の効果を生み出すためには特別区の設置は必要ないことが明らかだと思います。

　総合区の財政シミュレーションをもとに平成48年度の財源活用可能額を試算しました。現在の24区が残った場合と、特別区の６区Ｄ案を比較すると、ケース１で2,217億円、ケース２で2,584億円という巨額の財源が特別区設置で浪費されることがわかります。このような財源は、大阪の成長や市民生活を豊かにするための住民サービスの拡充に費やすべきです。

　合区を前提とした総合区案についても現状のままでよいという意見が多く、住民の理解が浸透しているとは思えません。大阪市を存続させながらどのように住民自治の拡充や区長権限の強化を図り、政令市ならではの高度できめ細やかな住民サービスを発展させていくのかを市会でもっとじっくり腰を据えて議論していただくべきと考えます。

　最後に、これまでの議論を通じて維新の委員の皆さんからは、素案に対する改善提案はなされず、特別区素案の内容でよいとの意見ばかりが聞かれました。また、公明の委員の皆さんからは総合区のほうが望ましいという主張が展開されています。もはや各会派の考えは明らかになっています。

　法定協議会は特別区の制度設計を行うところですので、これ以上協議を進めても無駄ではないでしょうか。先延ばしすることなく、すぐにでも採決を行い、特別区の議論を終わらせるべきです。

　以上を表明し、私たちの会派の意見表明といたします。ご清聴ありがとうございました。

（今井会長）

　ありがとうございました。それでは、次に公明、八重樫委員からお願いいたします。

（八重樫委員）

　公明党の八重樫でございます。

　これまでの本協議会での新たな大都市制度に対する質疑を踏まえ、現時点での我が会派の意見を申し上げます。

　初めに、前提として現在の大阪が置かれている社会情勢を確認し、今後、行政に求められている制度改革の必要性について申し上げます。

　現在の日本は少子化と世界最速で進む超高齢社会の上に人口減少が始まっております。実際、大阪府の人口は平成22年の887万人をピークにして、30年後の平成52年には137万人も減少し、750万人程度になるとされていて、行政運営に責任を持つ我々議員にとっても、今さまざまに手を打つべき重大な局面を迎えていることは論を待ちません。

　医療、介護などの社会保障費の増大、生産年齢人口の減少による税収確保の難しさなどとなってあらわれる財政上の厳しい問題は、今後の行政組織のあり方やこれまでの行政サービスの見直し、再構築の必要に迫られております。

　限られた財源と職員体制でより多くの住民の満足を得られるよう、行政コストのスリム化を進めながら、一方で、できる限りの住民サービスの充実に努めるという、相反する課題解決が求められている現実から、まず、着手すべきは行政組織のスリム化であると考えます。

　この点も踏まえ、まず本協議会に参加する我が会派の姿勢について申し上げます。

　私どもは前回の住民投票の結果や、これまでの府内での選挙であらわれた民意も踏まえ、住民が求める大阪のあるべき姿についてさまざまに検討してまいりました。

　この中で、大阪市を残したまま住民自治の拡充を図る総合区制度がこの大阪にはふさわしいと考え、この間、総合区制度の導入を訴えてまいりました。

　一方で、知事・市長においては副首都大阪とのスローガンを掲げ取組みを進めており、新しい大都市制度として特別区制度と同時に私どもの提案する総合区制度も検討されております。

　私どもは、大都市制度という制度論が大阪の発展に直接つながるものではないと考えておりますが、今後求められる自治体がどうあるべきかは重大な課題と考えており、大阪府と大阪市が活発に議論していくことは非常に大切なことだと考えております。

　前回の法定協議会では、議論が熟さず、大阪市を廃止するのかしないのかといった点のみ論点が収れんされてしまった反省があります。

　このため、我が会派としては、総合区、特別区のそれぞれの制度のメリット、デメリットについて住民目線で議論し、大阪市民だけでなく府民の皆様にもご理解いただきたいとの思いで本協議会に参加しております。

　この法定協議会で協定書案の議論をする中で、総合区、特別区の両制度について大切な情報を提供し、住民の皆様の理解が十分に深まっていくことを期待しております。

　次に、現在示されている特別区素案について、これまでの本協議会や大阪市会での大都市・税財政制度特別委員会における質疑などを通じて明らかになった特別区制度のリスクについて確認をいたします。

　政令指定都市である大阪市という自治体がなくなった場合、現在の住民サービスがどのように変化する可能性があるのか、最も住民にとって大切な情報を確認してまいりました。これまで大阪市は大きな財源を持って大阪府からの制約を受けることなく独自でサービスを決定し実施してまいりました。それが政令市であることの最大のメリットであります。

　その結果として、府内の他の市町村がうらやむようなさまざまな手厚い住民サービスを実現しております。その象徴とも言えるのが敬老パスであり、中学生への塾代助成であり、幼児教育の無償化、子ども医療費の助成などであります。

　これら大阪市の独自事業が大阪市が廃止されて特別区となった場合、果たして本当に維持できるのでしょうか。特別区素案では、住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぐとか、大阪市が独自に実施してきた特色ある住民サービスについては、内容や水準の維持に努めることが示されていますが、そこには何ら法的拘束力が無いことが確認されました。

　また、示された財政シミュレーションは、今後、制度変更などで事業費の増加が見込まれる敬老パスや幼児教育無償化の拡充分は見込まれていないことも確認できました。

　さらに、特別区の設置に向けては莫大なコストが必要となります。設置コストが一番低くなる試案Ａ、４区Ａ案においても建設案のイニシャルコストは479億円、毎年のランニングコストは39億円必要となります。これを特別区設置31年後の平成64年まで試算した場合、特別区を設置するために1,752億円必要となることも大阪市会での質疑で確認できました。

　特別区は、大阪市がこれまで実施してきた独自の住民サービスを継続しようにも、国からどの程度補てんされるかわからない特別区設置コストを捻出した上で、これまでの住民サービスを継続できる予算が確保されるのか、本当に財政調整交付金が十分に手当てされるのか、今後も検証を行っていく必要があります。

　また、広域的な事業として、大阪府に移管されるビッグプロジェクト、具体的には、なにわ筋線や淀川左岸線延伸部、ＩＲ、万博などは、今後、事業が本格化することで特別区設置を上回る莫大な予算が必要となります。特別区設置に係るイニシャルコスト、ランニングコストを捻出しながら、このビッグプロジェクトも推進できるのかは、全く検証されていません。

　さらに、こうした財政調整財源の配分を最終的に決めるのは大阪府知事や特別区長、特別区議会だけでなく、同時に大阪府議会でも可決が必要です。しかしながら、府会議員88人のうち現在の大阪市内選出議員は27人しかおらず、例えば敬老パスのように他の市町村住民にはないサービスを特別区民だけに優遇する制度が大阪府議会で可決されるかは甚だ疑問と言わざるを得ません。当然、特別区だけでなく他の市町村の住民にも同じようなサービスを求める声が上がるはずです。

　次に、広域機能の一元化についても具体的にはこの６年間の取組みの中で、いわゆる二重行政と言われる府市事業の一元化が推進されてきましたが、一元化したことによる行政コストの縮減効果はどれほどあったのか、しっかり検証していくべきと感じています。

　以上、特別区素案については特別区が実現した場合、現在の住民サービスが維持されるのか、さらに拡充されるのか、縮小せざるを得ないのか、この間推進された広域機能一元化によってどの程度の財政縮減効果があったのか、今後、広域機能を制度的に一元化しなければ生み出せない財政経済効果はあるのか、市民、府民の皆様にもご理解いただけるよう、今後さらに検証、議論していく必要があることを指摘しておきます。

　最後に、総合区制度です。

　総合区については現在、大阪市から素案が示され、大阪市会においても議論されているところです。先ほども申し上げましたが、政令指定都市・大阪市というスケールメリットを生かしつつ、また、高度で専門的なサービスを残しつつ、住民自治の拡充も図れる総合区制度が、大阪が目指す自治体改革としてふさわしい姿であると考えております。

　大都市制度改革は大阪市や大阪府の将来のあり方を決める重要な議論であり、市民、府民の皆様が納得して判断できるようしっかりと丁寧に議論していく必要があります。

　ただ、昨年大阪市内で行われた住民説明会を見る限り、現状では大都市制度改革の必要性や総合区制度の効果などが市民の皆様に十分伝わっていないのも事実であり、さらなる情報提供が必要であることを改めて指摘しておきます。

　重なりますが、大阪が今後取り組むべき大都市制度について、よりよい制度案づくりに向けて今後とも本協議会や大阪府議会、大阪市会で真摯に議論していくことが必要であることを最後に申し上げて、我が会派の意見表明といたします。

（今井会長）

　ありがとうございます。それでは、最後に共産、山中委員からよろしくお願いします。どうぞ。

（山中委員）

　これまでの質疑等を踏まえて、日本共産党の意見を述べさせていただきます。

　発言の骨子を提出していますので、ご参照いただけたらと思います。

　まず、都構想特別区の素案の意味するものは、言うまでもありませんが、130年もの歴史を持つ政令市・大阪市を廃止し、これまでの広域行政に加え旧大阪市域内に関してだけは市町村の責任である消防など一部基礎自治体としての役割まで担うという、大大阪府を立ち上げるということです。

　早くから都区制度改革の必要性を提唱し、東京特別区の自治権拡充運動に理解を示しておられた鈴木俊一元東京都知事は、副知事だった1965年ですけれども、東京の抱える問題を困難にしている原因は都の二重性格だ、市の性格をあわせもつことだと指摘されるとともに、大阪の府と市の関係が望ましいと言われていますけれども、そういう大大阪府をつくる、そしてその一方で権限も財源も一般市町村にも遠く及ばない半人前の自治体である４から６の特別区に分割するというもので、地方分権の流れに逆行する時代おくれ、時代錯誤の最悪の制度いじりだと最初に申し上げておきます。

　そして、この最悪の統治機構の改変によって、大阪経済が大きく前進するかのように素案でもうたわれていますし、これが最大の眼目でもあるというふうにされているわけですけれども、これはもとより何の根拠もありません。いわゆる広域機能を一元化しても広域インフラが進むわけでもありませんし、大阪の成長が図られるものでもないことは、この間申し上げてきたとおりです。何か知事と市長が同じ方向を向かなきゃならない、向かなきゃならないとおっしゃいますけれども、問題はそういうことではなくて、何をするかです。大阪の成長にとっては制度いじりではなく、何よりも政策の中身が問題であり、私たちはインバウンドなど外需頼みではなく、中小企業対策や賃上げ、社会保障の充実などで市民や働く人の懐を暖めて、家計消費など内需を拡大する政策こそ必要だと考えています。

　それで、今、知事と市長が同じ方向を向いて何をしようとしているのか。詰まるところ、カジノ・ＩＲです。ギャンブル依存症問題が一層深刻になることは間違いないし、何より損をするのは大阪周辺の一般市民であり、利益を上げるのはカジノ資本です。これでは大阪の経済はよくならないし、府民の多数も反対しています。去年11月の読売新聞の調査では、賛成が33％、反対が52％など、どの調査をとっても反対が多いわけです。府民の賛同を得られない政策では、指揮官が１人であろうが２人であろうが関係ないし、よい結果も得られるはずはありません。

　同時に、１人の指揮官になれば何でもできると考えるのは大きな間違いで、二元代表制のもと、議会の意思というものも当然あるということも申し上げておきます。

　次に、素案の総論で特別区設置の意義として挙げられている基礎自治機能の充実についてです。この点では、市長は常々270万人自治体を１人の市長がマネジメントすることには限界があると言われていますが、それを聞くたびに、一体、区長や局長など所属長や幹部職員等を信頼していないのかと思います。

　先の総選挙の際、テレビ討論で日本維新の会の幹事長さんが、東京都の知事が国政政党の代表を兼ねることについて意見を聞かれて、全く問題無い、首長というのは大きな方向性を出せばいい、具体的なことは職員がやるんだというようなことをおっしゃっていて、おもしろく聞かせていただきました。

　首長と国政政党の代表の兼務の是非はともかくとして、この点は一理あると思いました。人口が多いからといって分割すれば目が届きやすくなる可能性はあるかもしれませんが、80万や40万で１人の首長でマネジメントができるはずはありません。まして政令市の廃止分割はそれ以上に失うものがはるかに大きいわけです。戦後あまた合併はあるけれども、分割は皆無たるゆえんです。ニアイズベターのためには、区政会議を地方自治法に基づくものに発展させるなど、住民の声が届き、住民が積極的に市政に参画できるよう、大都市における自治の仕組みづくりに全力を尽くすことが至当であると考えます。

　ともかく特別区は財源においても権限においても半人前の自治体である上に、イニシャルコスト、ランニングコスト等膨大なコストを要する、さらに立ち上げに３年から７年も必要とするなど、気の遠くなるような話で、職員の労力といい、何よりも市民の負担といい、まさに壮大な浪費であることは明らかです。

　そうして、大騒ぎしてつくられる特別区たるや、市民サービスは悪くなりこそすれ良くなる道理はありません。特に６区案では赤字続きで財政調整基金も遠からず底を尽き、未利用地売却に頼らざるを得なくなりますが、その未利用地とて売りにくいものが残っているのが現実で、結局、住民施策に大なたを振るわざるを得ないことは火を見るよりも明らかです。

　それでは、４区案はといえば、Ａ案第１区85万人、第３区でも70万人と政令市並みで、いわゆる人口規模にこだわった皆さん方のニアイズベター、これも看板倒れ、今、バージョンアップというのぼりまでつくって街頭でやっておられるようですが、バージョンアップどころか、前回否決された５区案と比べてもなお悪いもので、結局、大阪市分割は全く不合理だと言わざるを得ません。

　今、大阪市の財政は公債費などの支出が徐々に低減して、少し明るさが見え始めていると言ってよい状態です。表を付けておきましたけれども、2017年２月版の粗い収支概算に見込まれていないプラス要因を加味し、同じく盛り込まれていない大型開発などをしないものとすれば、2021年度から2030年度までの10年間で見ても大阪市全体の収支不足累計598億円が逆に586億円の黒字となるわけで、大阪市存続のほうがよっぽど市民のための施策の拡充が図られ得るというものです。

　以上、どこから考えても大阪都構想、大阪市の廃止、特別区への分割にはいささかの道理も無いばかりか、まさに百害あって一利なしだということを申し上げて、発言を終わります。

（今井会長）

　ありがとうございました。

　これで各会派の意見表明は終了いたしましたので、この後、10分程度休憩いたします。

　再開は10時50分、午前10時50分再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

（休憩・再開）

（今井会長）

　それでは、再開いたします。

　ただいまから委員間の協議に移りたいと思いますが、申し上げるまでもなく、本協議会の目的は特別区設置協定書の作成にあります。

　したがいまして、これからお願いする委員間協議については特別区設置協定書の作成に関係する項目に絞って行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　今から大体60分程度と考えておりますが、これまでの事務局質疑や先ほどの意見表明を踏まえますと、大きく分けて大体事務分担と財政調整といった２つのテーマに関するものが多かったのではないかと思います。

　まず１点目の事務分担に関しましては、現行の住民サービスを特別区に継承することについて、２点目、特別区の事務を大阪府の特例条例により決定すること、あるいは一部事務組合を設置することについての議論があったように思います。また、２点目の財政調整に関しましては、配分割合を大阪府が決定すること、あるいは特別区の財政運営に関すること、あるいは広域行政を継承する大阪府の財政や制度的担保に関係すること、あるいは法改正の実現性に関係することについての議論があったように思います。

　これ以外にも議論はあったかとは思いますが、時間の関係上、こうしたテーマを中心にしていただきまして、委員間での建設的な討議をしていただければというふうに思います。

　それでは、１点目の事務分担に関します協議をお願いしたいと思います。

　それでは、どなたからでも結構です。

　松井委員。

（松井委員）

　先ほどからの各委員、各会派の意見において、ちょっと僕から再度お聞きしたいんです。今の大体反対されている自民党、共産党の皆さん、今のままでこれ十分やりくりできると、広域インフラも進んでいる、大阪の経済成長も少しずつ前を向いて進めていっているという話なんですけど、だから、この６年間は知事・市長、橋下市長のときは府市統合本部、今は副首都推進本部という、そういう会議をつくってものを決めてきてるんですけど、これ、なぜ、じゃ、我々じゃなかったらできなかったんでしょうかね、今まで。広域インフラは皆さんご承知のように、なにわ筋線も淀川左岸線も30年、40年、これ幻の広域インフラ整備だと言われ続けてきて、なぜここまでできなかったんでしょうか。これまず一回答えていただきたい。二重行政がなかったというけれども、じゃ、お互いビル事業のあの失敗は何だったんですかと。これ、ちょっと答えてもらいたいんですよね。今はできているんですよ。僕と吉村市長と副首都推進本部会議で。今はできているんです。でも、その以前がなぜできなかったのかと、二重行政なかったらできたはずなんです。

　それちょっと答えてもらいたいということと、公明の八重樫幹事長からお話あったんですけどね、これちょっと僕残念なのは、大阪府議会88人で今の大阪市域内の議員が27人と、この割合の中でいくと、要は特別区になったときの特別区内の財政調整で大阪府で非常に異論が出てしまうというお話ありますけど、いや、それはちょっと非常に残念で、じゃ、今は大阪府はもう政令市に対して差等補助はやめましたよね。もともとあったんですよ、差等補助。大阪市内の議員27人、これは市域外のほうが多いわけですけど、大阪府の財政状況とか財政のことだけ考えておると、政令市のことは政令市でやってよと、差等補助を続けておくほうが大阪府の財政は、これは助かるわけです。でも、大阪府議会ってそうじゃないんじゃないですかね。きちっと全体を見て、大阪市域内の議員が少なかろうと、差等補助はやめましょうよということで今やめました。だから、府議会のほうから大阪市域内の広域の議員が少なかったら大阪市域内が何か少し損をする、大阪市域内のお金が外に使われる、これはちょっと大阪府議会の考え方、府議会の議員の資質を疑われる話なのでちょっとやめたほうがいいと思うし、じゃ、今の現実見てもらいたいと思うんですけど、大阪府の広域の成長インフラにおいては、広域の取組みにおいて、例えばうめきた、それから今のベイエリアの再開発、それからなにわ筋線、淀川左岸線、ここらの財源は今、府市折半でやろうとしております。

　例えば道路でいうと、ミッシングリンク解消というのは大阪全体の経済成長に重要な役割を果たすインフラですから、この道路の淀川左岸線というのはほとんど大阪市内です。だから、大阪府域の中で、僕は知事ですからよくわかってますけど、大阪府域の東部、南部、そういうエリアで長年やはり道路整備についてはさまざまな市町村からの要望をいただいています。しかし、今、大阪全体の経済成長を考えたときの優先順位として、淀川左岸線必要だろうということで大阪府議会もこれを前へ進めようとしてるじゃないですか。大阪府議会の中で、例えば自分の地元、大阪東部、南部でこの自分の選挙区のインフラ、これが進まないから淀川左岸線反対というような人はいないじゃないですか。だから、府域エリアの中で議員の選出の割合がどうだというのは、これはまさに広域議会である大阪府議会の資質を疑われる発言なので、これはちょっとやめたほうがいいんじゃないかなと思います。

　敬老パスの話もありました。これは、今、敬老パスを維持しているのは大阪市内の皆さんの税で維持しているわけです。今度、特別区になっても特別区から出てくる調整三税でこれを特別会計で管理しながら敬老パスは維持できるわけです。これは財源があればできるわけです。だから、これを大阪市域外に広げようと思うと、大阪市域外の各基礎自治体で応分の負担をすればできる話なんです。大阪府議会において調整三税、特別区から上がってくる財源を、そこを無理やり財源を搾取し、大阪市域以外にこれを広げようという意見は、これは起きるはずがないんですよね。

　だから、そういう形の中でちょっと過去は横に置いて、今のこの協議書だけの欠点をあげつらってもしょうがないと思います。ぜひ、反対の皆さんは、先ほど申し上げましたけれども、じゃ、これまではなぜできなかったのかというところ、これきちっと説明をしていただきたいと思います。

　そして、府議会が88名の議席で市域内27人と、こういうのはちょっとセンスの無い意見だと思いますので、これはちょっと考え直していただきたいと思います。

（今井会長）

　今、松井委員からご意見ありましたけれども、どうですか。

　花谷委員。

（花谷委員）

　知事からのお尋ねは、全て入り口論だと思います。ここは特別区の設計をするところと、前回も事務局に現状のことはお尋ねしましたけども、お答えできへんということでしたので、入り口論は府議会で改めてさせていただきます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　今の知事の、自民党さんとそれから私どもの方にも同じことで質問されたようですが、詳細については前回、第５回の法定協議会でこういう広域インフラと統治機構は関係無いですよねということは質疑させていただきましたけれども、うちの考えを言いますと、まず一つは、なにわ筋線が30年できなかったとおっしゃるのもとっても適当な数字で、あれ答申出たのが何年でしたかね、それからそんなに知事が言うみたいに30年も遅れたなんていうのはとんでもない宣伝でして、確かに答申どおりにいっていたらもう数年早かったかもしれませんけども、それは別に知事と市長の意見が違っていたからでもなんでもなくて、いろんな状況、経済の状況とか、何よりも民間の事業者がなかなかその気にならなかったという中で、今、機が熟してきて、前回法定協でも申し上げましたけれども、三セクという形で3,300億円もかけて、地方負担は1,180億円、府市折半で590億円ずつということで、もう話が進んでいっている段階で、全然これは知事・市長が同じ方向を向いたということとは関係ないと思います。

　うちは、そのたった５分短縮するためになぜ要るのかと思いますのでね、これができたから、できたからと言われても、だから経済いいね、大阪元気になるねというところには全然同意できないなということもあわせて申し上げておきたいと思います。それは淀川左岸線にしても、申し上げましたとおり同じことです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　山中先生、今、はっきりと知事・市長の意見が合う・合わないは、なにわ筋線関係ないと、こうおっしゃっていましたけど、これは橋下知事時代にやりたかったんですよ、橋下知事は。平松さんは反対やったんです。これ、どうお答えになりますか。政策の話はいいです。共産党としては、こういう鉄道、インフラは大体反対ですから、それはいいんです、共産党は。だから政策の話はいいですけど、橋下知事がやりたいと言ったとき、平松さんはそれに応えなかった。これはなぜなんですか。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　なにわ筋線に平松さんが反対したのかどうか、私ちょっとわかりませんけれども、仮にどちらか、例えば市長が反対だったとしても、それが本当に住民とか鉄道事業者の要請であり、時代にマッチしたものであれば、それはそういうことになっていくでしょうし……

（松井委員）

　いや、どういうことになるんですか。

　今、山中委員から、知事・市長が意見が合わなくても広域インフラは必要なものは進むとおっしゃったから僕は言っているわけで。淀川左岸線にしても広域インフラにしても、当時、橋下知事時代に進めたいということは平松市長に投げてますけど、何ら明確にやろうよという賛成の意思表明がなかったから動かなかったじゃないですか。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　それも法定協議会でも申し上げましたけど、淀川左岸線延伸部については、当時の平松市長は反対ではありませんでした。必要だとは思いますと、ただ、今じゃないでしょうと、スキームも決まっていないし財政もなかなか厳しい中、出すということで、まさにそれなんですよ。それは別に平松さんだけの意見ではなくて、やっぱりどういうやり方をやってみたって市の負担が1,000億を超えるようなことだと淀川左岸線は。これは通過交通ですからね、市民のメリットがそんなに無い中で、これだけの市税の負担は許されるのかというのは市全体の考え方だったわけで、その中から、それが今回、有料道路事業が2,200億円、国直轄事業が1,800億円と、そういうスキームができてきて、地方負担は国直轄事業の３分の１、これを府市折半でやっていきましょうということになったわけで、これもしつこいですけど我々は要りませんよ、要りませんけども、そういうことになっていってるわけじゃないですか。だから、それは別に知事・市長の考えがどうだったからというんじゃなくて、いわば国頼みというか国次第ですよね、こういうインフラというのは。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今、山中先生ね、スキームができたからできたと、この事業が進んだと、そうおっしゃいました。スキームはどこでつくったんでしょうか。

（山中委員）

　国交省ですよ。

（松井委員）

　いや、スキームは僕と橋下市長時代、吉村市長になって、これは大阪府の都市整備部、大阪市の担当部局が何度も集まってものを決定してきたからスキームができ上がったんです。決定するテーブルが今はあるから。そのテーブルが無かったからできなかったんです。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　それは、申し上げたように、じゃ、本当に住民なり利用者の人たちの要望があれば、平松市長だってそれはそうなったかもしれませんけど、この少子高齢化の時代にこれ以上の高速道路をつくって、それが大阪の経済にほんまに役立つのかという市民、府民も多い中でのいろんな議論でしょう。議論していけばいいじゃないですか。それが、同じ考え方の者同士が一緒になったらどんどん何でもやれるというのは、市民の声とか議会の声とかも無視をする、本当におかしな発想だというふうに思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　違います。山中委員ね、政策の話を聞いてるんじゃありません。共産党が反対なのは知ってるんです。でもこれを、淀川左岸線を今、予算をつけてスタートできたスキームは、これは、今、僕と吉村市長だからでしょう。いや、平松さんは今じゃないとおっしゃっていたんでしょう。今じゃなかったらスキームはできないじゃないですか。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　ですから知事は、私たちもこれはできたほうがいいと思っているという、何かどこかで前提があるわけですよ。それは知事がいて市長がいて、やってはいけないと思うことについてはどっちかの首長が、それはやってはいけないんじゃないかということだって必要じゃないですか。それがなかったから、結局あの当時90年代に府は府で、市は市でベイエリアなりに物すごい開発をやった、それは別に知事・市長がばらばらだったわけでもなんでもなくて、どっちも政策間違っちゃったわけでしょう。これは違うよ、やめときましょうねと、どっちかでも言ってたら傷は片方で済んでいたわけじゃないですか。

（今井会長）

　この論点だけで時間とり過ぎますね。

（松井委員）

　いや、ちょっとここだけ言わせてください、会長。

　要は、この事業をまずは理事者だけでは決められないんです。これはもう山中委員、よくご存じやと思います。要は、議会が同意しないと、予算かかる話。でも、僕が言ってるのは、提案すらできなかったでしょうと言っている。だから、いいんですよ、今回、淀川左岸線やなにわ筋線、これから吉村市長と僕は、我々が知事・市長の間、提案していきます。だから、それはだめなら、議会が反対するのはいいんです。共産党反対するのはいいんです。僕が言ってるのは、提案もできなかったことの原因は、皆さんはどう思われてるんですかということを言ってるんです。で、山中委員がこれ知事・市長関係ないと言われるから、このスキームつくったのも知事・市長が同じ方向だからできたということを言うてるわけですよ。

（山中委員）

　会長。

（今井会長）

　山中さん、これで最後にしてな。はいどうぞ。

（山中委員）

　知事がずっと同じことを言ってこられるからじゃないですか。無理やりに吉村市長と松井知事だったからというところに固執をするから、そこを見せたがるからそういう無理な理論になるわけですよ。いろいろな状況の中で物事は進んでいくわけですから、そんなだだっ子みたいなことを言ってたらだめだと思います。

（今井会長）

　この論点はちょっと引き取ります。

　ほか、ご意見ください。

　横山委員。

（横山委員）

　先ほど知事ご提示の内容のところ、僕は決して入り口論とは思わず、結構割と重要な論点だと思っていまして、これまでの知事・市長、２つあったからですね、非効率な投資ロスが発生したというのは、僕は正直言うと、一定この場におられる方は一定ご理解いただいているところなのかなと、正直言うと思っています。今後、総合区と行政区の場合、知事と市長という形は残ります、もちろん。市役所という形が残る以上。であれば、過去を振り返って総合区、行政区の場合ですよ、知事・市長がいて話し合いで今後広域行政が解決できるという担保はもちろん無いわけですね。この上で、過去を見て、将来にわたって総合区、行政区を主張されている方にぜひお伺いしたいんですが、この二重行政解消に当たって、話し合いで必ず解決できていくという思いはありますか。それ、ちょっとぜひお考えをお伺いできたらと思います。どなたでも結構です。じゃ、自民党さんでも結構なんですが。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　何度も申し上げます。総合区に関しては大阪市議会で特別委員会でやっていただきたい。ここでは、そこでの議論を参考にして特別区の制度設計をする場だと聞いています。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　僕は法定協は入り口論も決して除かないという前提で話しておりまして、それを受けて、本当に二重行政の解消が必要だなということであれば、力強く特別区の広域行政一元化に進めばいい話で、これを総合区と、行政区もそうですね、知事・市長が残りますので、これをしっかり担保していけると、大阪会議も残して担保していけるとおっしゃられる根拠の部分を伺っているわけですから。別に、じゃ、自民党さんはお答え無いようですので、じゃ、公明党さん、もしよかったら。

（今井会長）

　八重樫委員、どうぞ。

（八重樫委員）

　まさに我々が提唱している総合区制度というのは、地方自治法の改正の中で、まずこの二重行政の解消を目指して改正がされたわけです。その一つが総合区制度の設置とともに、もう一つは調整会議ということを新たに地方自治法の中に明記をされております。これは話し合いで解決していく制度としての改正がされたというふうに我々は理解をしておりまして、基本的には民主主義ですから、されるかどうか、担保かどうかというよりも、制度をまずしっかりつくって、その中で調整できるようにやっぱり話し合っていくというのが民主主義のあり方だというふうに考えています。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　おっしゃるとおりでして、それは僕、正直言うと都区財政調整制度でも同じでして、制度をしっかりつくったら、これは運用していけるものという、もちろん仮定の上でなんですが、実は大きな違いがありまして、結局、大阪会議という形で調整会議はスタートしたんですが、ご存じのとおり、効率的には運営できなかったと。この点を踏まえて、僕はやっぱり制度としてこれを担保しないと、この場でも、府議会、市議会でも多分いろんなご意見があると思うんです。このすり合わせというのは、この狭隘な大阪の土地において本来は副首都機能を担うべきなんです、広域機能を大きく担うべきこの都道府県において、府と市という巨大な自治体が２つあって、首長が２人いるというのが僕は非常に不幸なことで、これが結局、前回の住民投票を経て大阪会議、いわゆる地方自治法に定める調整会議の役割を担うはずだった大阪会議においてこれが効率的にはならなかったと、この反省は、僕は大きく踏まえるべきだと思っています。これは花谷委員ご指摘のとおり入り口論です。僕は入り口論もここでやるべきだと思っていますし。この入り口論を踏まえますと、総合区は、僕はすぐれた制度だと思います。非常に住民自治の部分、拡充されますし。しかし、広域行政一元化という意味では、これは特別区に勝るものは無いというのが個人的な意見でございます。あくまで入り口論ではありますが、僕はそれは辞さないという意見でございます。

　これが１点目で、もう１点ございまして、府議会において市内選出議員が数が少ないがために財政が外に漏れていくという議論を、僕もちょっと府議会議員の一人としてはなかなか享受できない話でございまして、特に府議会において特定の自治体が恵まれていて、その特定の自治体に何らかの、その自治体には、じゃ、配慮しないとか、そんな議論は、僕が知っている限り過去にはありません。そもそも特別会計をいじった議論さえ余り記憶がありません。特別会計で担保されていてかつ区民の税金でしっかりやっていこうという明確なシステムがある中で、ここに特別区内選出の議員じゃない議員が手を突っ込んできてこの財源を奪っていくという議論は、僕はこれは全く想像ができないものでございます。それよりは、大都市・税財政で市長のほうがおっしゃられていた、むしろ広域行政は特別区内に集中していくほうが、これは明らかに明確ですね、そのほうが人口も多いし、効果も発現しやすいと、そうなれば大阪全体の広域行政は、僕は特別区内にむしろ集中していくというふうに考えております。

　このあたり、すみません、じゃ、八重樫先生。

（今井会長）

　八重樫委員、よろしいか。

（八重樫委員）

　先ほどの意見表明のときにも申し上げましたけれども、今の大阪市で行われているさまざまな住民サービスというのは、大阪市内の議員が大阪市の住民の声を受けて、大阪市会で決定をしているわけで、これは何も問題のないことで、議員が市民の声に応えて意思決定をしてサービスを実現していると。ただ、この特別区ができたときに、最終、この財源を決めるのは、財政を決めるのは大阪府議会にも当然その意思決定が求められる。そのときに、大阪市以外の議員が大阪市内の住民にしているサービスと、大阪市以外の住民サービスに違うものがあって、一番わかりやすいのは敬老パスというふうに言っていますけれども、そういうものがわかりやすいサービスがあったときに、ぜひうちの市にも同じように大阪府議会議員にこれを、サービスを導入してほしいという声が上がってくるのはごくごく当然のことだと。ですから、それも今後、どのようになっていくのかは疑問だというふうに、できないと言っているわけではなくて、疑問だというふうに言っているだけであって、断言はしておりません。そういう声が上がるのは当然ではないかというふうに疑問を呈しているだけです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今、八重樫委員から敬老パス、話ありました。だから、これが特別区になったとき、その特別区域以外の住民の皆さんから、この敬老パスをやっぱり特別区以外の市町村の皆さんも敬老パスサービスが受けたいと、こういう話になったときは、特別区の皆さんは特別区の財源で敬老パスの負担がなされているんだから、だからそれ以外の市町村がその財源を負担すれば、これ間違いなくできますよね。できます。だから、これが一番の公正公平なんですよ、利用者にとっては。今の時点でもこの敬老パスは、４月から民間会社が地下鉄運営しますけど、例えば今の時点でも各市町村がこの新しくできる民間会社と協議をして、応分の負担をすれば、この敬老パス制度というのは広がるわけです。だから、これが広域が一元化になることで敬老パス制度が維持できないとはおっしゃってないんですけども、これ非常に混乱の種になるんじゃないかというのはちょっと違うと、こう思っています。

（今井会長）

　ほか、ございますかね。いいですか。

　吉村委員。

（吉村委員）

　先ほどの敬老パスでいうと、いわゆる調整財源特別会計で管理するという形になるので、まずそもそも問題が起きないと思うんですが、ただ僕がちょっと指摘したいのが、府議会議員の判断根拠がいわゆる大阪市内は３分の１、大阪市外が３分の２だからというこの議論なんですけど、僕はその議論を聞いていると府議会議員の皆さん、そちらに座っている皆さん、恥ずかしくないのかなというふうに思います。要はそういった基準で行動するのは府議会議員の行動基準なんですか。現に違うと思うんですね。今もその問題はあって、じゃ、何か大阪市内に投資するときに、例えば高槻の府議会議員というのは高槻市のことを考えて判断するのじゃなくて、大阪全体のことを考えて判断するのが大阪府議会の仕事であり、役割であるというふうに思うんですね。突き詰めていけば大阪市内だってそうであって、大阪市内270万のどでかいサイズの中で、例えば湾岸地域に僕が投資をするというような判断をしたときに、じゃ、平野区の議員や内陸部の議員というのは自分の区のことだけ考えて判断するかというとそうじゃなくて、選出はそこですけども、選出された、そこの全体の中で判断していくというのが、これは府議会として僕はそうなんじゃないのかなと思ったけど、ここで３分の２と３分の１で分けるというような、現に行動パターンとして各会派でそれぞれ意見を出して賛否のいわゆる議案の行動を示すと思うんですけど、市内、市外で分けて賛否の判断をしたことなんか今までないじゃないですか。そんな中でそういうふうに市内、市外で分けてやるというのはいたずらに不安をあおることと同時に府議会議員の存在の否定だと思うんですけど、そのあたり、府議会の皆さん、どう考えてらっしゃるんですかね。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　当然、地域に住んでいない、例えばインフラの整備とかあった場合、そこの住民に直接関係がなくても大阪全体の利益になることだということであれば、当然、大阪府議会では会派の中でこれは通すべきというふうに判断をされると思います。ただ、住民に直接サービスするこの敬老パスのようなサービスの場合に、大阪市だけに今後もずっとサービスをし続けるかどうか、それは確かに先ほど知事が言ったように、今、大阪市でできている財源を充てるわけですから、当然同じようにしようと思えば、各市町村も同じように出してくださいよという理屈は成り立ちますけれども、ただ、特別区を設置したときにできるさまざまな設置コストですね、イニシャルコスト、ランニングコスト、こういうものが発生して、それがどの程度国からの補助なく同じように今までこれからもやっていけるのかどうかということがはっきりしてない中で、その大阪市内だけに住んでいる住民に優遇したサービスをし続けるかどうかできるのは甚だ疑問だというふうに申し上げているだけで、大阪府会議員全てを、逆に市内の選出だから、市外の選出だからということで分けているわけではなくて、自分が住んでいる地域だけではなくて、大阪府内全体の成長であるかどうかということが府会議員の判断の基準になるというふうに私は思います。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　つまり、だから３分の１、３分の２で分ける議論は考え方として基本的には無いという、僕は先ほどの八重樫委員の意見であればそういうことなのかなというふうに思うので、ちょっと自己矛盾じゃないかなと思います。

　それから、住民サービスなんですけれども、これは敬老パス、塾代助成とか幼児教育が出ましたが、住民サービスというのは基本的に自治体の首長によって変わります。これは財源改革で財源を生み出す首長かどうか、そして、どの部分に重点的に拡充するべきなのか、それでこれは当然変わってきます。敬老パスなんかでいうと、負担を求めている側に今変わったという経緯もありますから、要は何が言いたいかというと、住民サービスが維持されないじゃないか、維持される保障が無い、担保が無いじゃないかというんですけれども、要はお金が減るわけじゃないんです。じゃ、お金は何に使うかというと、もちろん、いわゆる庁舎、これはもう明確です。それはコスト、これは必要な費用だと、そのもの自体は僕は無駄とは思いませんがコストがかかる。それ以外に、じゃ、お金が減れば、これはまた住民サービスの判断に、減るという話になってくるかもわからへんけど、全体の中のパイのお金が減ってないのに住民サービスが下がるというのはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうなんですかね。

（松井委員）

　だから、吉村市長が言っているのは、使えるお金はマイナスにならないというシミュレーションが出てるんですよね。今のサービスを維持して。それは今回、特別区でも財政シミュレーションでマイナスにはなりませんということでこれはきちっと皆さん方に資料をつけてお示ししているわけですから、成り立たないという議論は、これはもうあり得ないと思います。それは、コストはかかります。我々は、これは特別区をつくったときの庁舎だとか人員配置、これはコストというより我々は投資だと思っているので。それはかかりますけど、今、大阪府と大阪市がやっているサービスについて、これが財源がマイナスになって、長期財政シミュレーションですよ、やりくりつかないという、そういう数字にはなっていません。

（今井会長）

　ほかご意見ございますか。

　河崎委員。

（河崎委員）

　公明党八重樫委員にお尋ねしたいんですが、先ほどの意見表明の中にもあった、広域行政を制度的に一元化したときの効果をしっかり検証していきましょう、議論していきましょうという話がありました。これからの課題になると思うんですが、一定の効果が出てきた場合に、特別区に賛成してもらえるんでしょうか。

（今井会長）

　それ、聞いてるの。

（河崎委員）

　はい、質問です。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　当然、その効果、今まさに委託をして出そうとされていると聞いておりますけれども、その効果が本当に一元化しなければできない効果であるかということはしっかり検証していきたいというふうに思っております。その結果を見て判断いたします。

（今井会長）

　河崎委員。

（河崎委員）

　反対ありきではないということでよろしいんですね。

（今井会長）

　河崎委員、もう一度。

（河崎委員）

　特別区を反対ありきではないということでよろしいでしょうか。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　先ほども申し上げましたように、特別区設置には莫大なコストがかかるということを思ったときに、今の現時点で特別区設置には反対であるということであります。

（今井会長）

　河崎委員。

（河崎委員）

　しつこいですけど、効果があれば賛成してくれる可能性があるということでよろしいですかね。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　ですから、その出たものを見て判断をさせていただきます。

（河崎委員）

　わかりました。

（今井会長）

　いいですか、はい。ほか、ございませんか。

　特にこれ、先ほどのご議論聞いてますと、住民サービスを特別区に承継することが中心的な議論になってきたかと思うんですけど、あと、次に、財政調整に関して何かありましたらご協議願いたいんですが、どうでしょうか。無いですか。

　横山委員。

（横山委員）

　多分、事務分担とも関わってくる部分だと思うんですが、広域と基礎自治体の財政調整のところ、これが我々はしっかり担保されていると、これが阻害される要因は一切発生しないと、論理的な要因は発生しないという議論を現在していると認識しています。これにおいて、適切な財政調整が運営されないというリスクがもしあるのであれば、これはぜひどなたかご主張いただきたいと思います。そうでなければ、私は適切に財政調整が運営されて、現行の大阪市が行っている行政サービスは担保された上に、特別区議会と特別区長という新たな政治職が誕生し、より区民に身近な、それに、より改善された行政サービスが誕生すると思っております。なので、もし財政調整が適切に運用されないリスクがあるというご主張があるならば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。無いのであれば、この法定協においては財政調整は適切に運営されるという認識で進めていけると思っています。質問です。

（今井会長）

　それ質問ですか。

（横山委員）

　はい。どなたでも結構です。

（今井会長）

　どうですか。ありませんか。

　公明さん、自民さん、共産さん、無いですか。

　どうぞ、八重樫委員。

（八重樫委員）

　財政シミュレーション上は、今後の財政運営上の試算はされているのは確かに理解しているんですけれども、まだこの財政シミュレーションの中に入っていないさまざまな事業がございます。これは財政シミュレーションには入っていないわけで、そこはしっかりと検証すべきだというふうに思っています。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ビッグプロジェクト関係含めて、財政調整のこの中に含まれていない事業もあるのではないかというご意見はあったんですが、これは特別区がもし施行された場合、もちろんその期間がありますので、これは当然、知事・市長とでまた綿密に財政調整されて、少なくとも、今、大阪市が成り立っているわけですから、この事務事業に該当する決算ベースの財源はつくというベースでこれは仕分けがされていくと思っています。なので、どっちみち現行成り立っている行政サービスは必ずそこに予算がつき、その行政サービスは維持されると。今ここに出ている素案と多少の数字の違いはあるかもしれないんですが、ただ特別区施行の日までには適切に運営されるというのがこの制度の担保だと思っています。これをリスクがもしあるのであれば、要は、現状を含めてもしリスクがあるのであれば、それはご主張いただきたい。それが無いのであれば、この法定協議会における協定書の素案は成り立っているというのが私の認識です。八重樫委員の大変貴重なご指摘、おっしゃるとおりなんですが、この素案の数字は変わるベースだとしてもシミュレーションは成り立つと、財政調整は成り立つというのが多分現状の制度の担保だと思っています。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今、横山委員の言っていることをちょっとかみ砕いて言うと、要は、ビッグプロジェクトは、これは、今、大阪府と大阪市で進めてますけど、特別区になってもこれは市民から区民というふうに行政のエリアが変わるだけで、全く１人当たりの負担は同じなわけですよ、ビッグプロジェクトって。特別区になったから、そのビッグプロジェクトにかかる、今1,000億かかるのが特別区になったら2,000億に変わるんじゃなくて、コストは同じなんです。大阪府と大阪市が存続しても市民、府民１人当たりのコストは同じと、こういうことです。

（今井会長）

　辻委員。

（辻（義）委員）

　すみません、ビッグプロジェクトに関するコストは多分同じやと思うんですよね。ただ、今回特別区を設置するコストというのは上乗せにされるわけです。その辺のところのシミュレーションをやっぱり示していかないと、特別区になったときの不安感というのが拭えないんじゃないかなというのが私たちの主張なので、ぜひとも具体的に今後、淀川左岸線、ＩＲ、万博、それからなにわ筋線、こういったものを具体的にどれだけの総事業費がかかって、どれだけの負担があって、そして特別区が恐らく起債をしなければいけないというような状況が想定されるのかどうか、あるいは大阪府が全部起債を持つのかどうか、このあたりのシミュレーションをぜひとも具体化をしていっていただきたいなと。そしたら、不安感も取り除かれるんじゃないかなと思いますので、その辺のところ、宿題としてよろしくお願いします。

（今井会長）

　いいですか。

（松井委員）

　はい。

（今井会長）

　ほか、どうですか。もうありませんか。ほかにご意見ございませんかね。

　吉村委員。

（吉村委員）

　ちょっと抽象的な質問になるかもしれないんだけど、市議会で議論していると府に吸い取られる、府に財源を吸い取られて府が違うところに使うんじゃないかというようなことがあるんですけど、府議会のそっちに座っている先生が、同じ会派の先生がいるわけですけど、それはどういうふうに考えてらっしゃるんですかね。財源吸い取られるのについては、府議会の先生。

（今井会長）

　今、吉村委員からそういう質問ですけど、何かご意見ありますか。

　横山委員。

（横山委員）

　多分、各会派の府議会議員の皆さん、お答えいただけると思うんですが、広域自治体においては、知事もお答えされたとおり、特定の自治体の財源がすぐれている、もしくは劣っているからといって、この特定の自治体を抽出してそこに特別何かするとか、何もしないとか、そんな議論は僕が知っている限り、これは発生し得ないと思っています。大阪全体を見て、また長期的に見て、適切な広域行政を適切に配分していくと、なにわ筋線、淀川左岸線、リニアやＩＲや広域行政の議論を、港湾事業もそうですが、しっかりしていくと。ここに特定の自治体の何かすぐれたサービスをしているからちょっとこっちはいいよね、悪いよねという議論は僕が知っている限りはあり得ないというふうに思っていますので、それは先ほど述べたとおりです。私の意見は以上です。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　だから、今、吉村市長から大阪府議会、府に吸い取られると言ってますけど、今、僕は逆に市議会の皆さんにお聞きしたいのは、例えばうめきた、これは完全に事業スタートして、本来であれば大阪市の大部分の負担であれをやる予定でしたよね。大阪府、緑地に関して折半決めて、半分市内に投資しますけど、これはどうなんですかね。市議会からいうたら府に取られるといいますけど、今時点でほんならこれは大阪府民のお金が市に取られたことになるんですかね。全く違うと思いますよ。だから、本来、平松さんのときでしたらこれ、うめきたは大阪市事業ですよ。でも、今回、今、うめきたの緑は府市折半ですけど。これをもって府議会で大阪市議会に金取られたなんていうことは、府議会では出てないのでね、これからやっぱり市のお金が府に取られるというのは、これはちょっと余りにも違う議論だと思います。

（今井会長）

　山中委員。

　辻委員、どっちでもいいですよ。

　辻委員。

（辻（義）委員）

　あれ、橋下さんのときにやっぱりうめきたは大阪府と大阪市で共同でやりましょうということで、ただ、財源措置としてあのときは宝くじ財源を大阪府のほうにお渡しすると。だけど、20億円ぐらいですかね、お渡ししたの。でも、それ以上のものが返ってくるからということで橋下さんからお話をお伺いして実現してますのでね、そういった部分である意味バーター契約というか、そういった部分で府のお力もお借りしてやろうと。これは大阪府と大阪市があってのことです。市から財源が取られていくんじゃないかなというのは、これは前回の法定協議会の議論のときに随分出た話ですけども、それは取られるようなお金ではありません、正直言いまして。どちらも赤字財政なんですよね。税源だけで賄えるような不交付団体ではありませんから、基本的には国からの交付税と臨時財政対策債でやっていくわけです。だから、府に一旦税源がいっても結局戻さないと特別区はやっていけないわけです。さらに、国から落ちてきた交付税措置を府議会で決めていただいて、十分な量の財源を特別区に落としていただかないと特別区はやっていけないという仕組みであるということは、私どもは承知しておりますので、市から取った税源を大阪府が全域で使うというようなことは到底できないわけです。むしろ国にお願いをして臨時財政対策債やめていただいて、交付税措置をしっかりやっていただくということを求めていかなければいけないのは大阪府も大阪市も現況でもそうであるという認識でおりますので、ご心配なく、吉村さんの危惧はちょっと今の段階では無いというふうに私は思います。

（今井会長）

　ほか、どうですか。無いですか。もう無いですか。

　それでは、特にご意見等が無いようですので、本日の協議会はこれにて終了とさせていただきます。

　この後、第６委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の方はご参集いただきますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（辻（淳）委員）

　すみません、いいでしょうか。

（今井会長）

　どうぞ。

（辻（淳）委員）

　すみません、ちょっと意見を言いたかったもので。

　こうして特別区素案の質疑、協議してきたわけですけども、次の協議会ではそろそろ区割りの絞り込みという議論に入っていただきたいかなと思います。そしてその後、これから決めなきゃいけない設置の日だとか区の名称だとか議員定数だとか、こういったことに対しての事務局案を提示していただいて、協定書をつくるための深い議論に入っていただけたらと思っておりますが。

（今井会長）

　ただいま辻委員から法定協議会として区割りを絞り込んでいくべきだというふうなことのご意見がございました。これまでの協議や本日の意見表明、あるいは委員間協議を聞いた上でどうするかということになるんですが、制度設計の実現についていろいろと課題を指摘する声は今日あったわけですけども、制度設計を根本から変更しないといけないというご意見はなかったようには思うんです。また本日の委員間協議を踏まえますと、特別区素案に対する各会派の考えも一定程度明確になったんではないかというふうに思います。ついては、一旦ここで現在事務局から示されている特別区素案に対する質疑あるいは委員間協議は一つの区切りとして、次のステップに進めたいというふうにも思うわけです。

　私としては、次回の協議会以降で、一旦、いずれにしても区割りの議論に移ると、区割り案を一つに絞った上で、いまだ示されていない特別区設置の日、あるいは区議会議員の定数、あるいは区の名称、区役所の位置等について事務局から案をまだ示してもらってませんので、示していただいて、制度設計案全体をまず整理した上で引き続き協議を進めていけばどうかというふうには思っています。

　この件に関して何かご質問あればどうぞ。無いですか。

　それでは、特に異論が無いということであれば次回は区割りの絞り込みに進ませていただきたいと思います。詳細はこの後の代表者会議で協議させていただきます。

　それでは、この後、第６委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。

　各会派の代表者の方はご参集いただきますようよろしくお願い申し上げ、本日はこれで終わります。どうもお疲れさまでございました。